

4 最適な教育環境の整備

取組方針

学校・家庭・地域社会の連携や教員の働き方改革を進めながら、子どもたちが安全に安心して学ぶことのできる最適な教育環境を整備するため、以下の取組を推進します。

(1) 地域社会と連携した教育環境の整備

学校規模の適正化や校区の見直し、弾力化を進めるとともに、地域の実態に応じた学校運営ができるよう家庭や地域との連携による授業や体験活動、学校行事などを行い、開かれた学校づくりを進めます。

また、地域の行事への参加を通して地域との交流や連携を深め、子どもたちのふるさとへの理解や誇りを育みます。

① 学校規模の適正化

■ 学校規模適正化

教育委員会では、本市における小中学校の規模及び配置のあり方について基本的な考え方を整理し、今後の適正化に向けた具体的な方策等を示した「熊本市学校規模適正化基本方針」を平成26年（2014年）6月に策定し、子どもたちにとって良好な教育環境の整備の充実に取り組んでいる。

複式学級のある学校への対応として、平成29年（2017年）4月に、松尾東小学校、松尾西小学校、松尾北小学校を隣接する小島小学校への統合し、続く平成30年（2018年）4月に河内白浜分校を本校である河内小学校へ統合を行った。また、大規模校の対応として、託麻中学校の校区内に隣接校の出水南中学校へ通学を選択できる緩衝地区の設定を行った。

■ 天明校区における義務教育学校の設置

令和3年（2021年）5月、天明校区自治協議会会長、各校区小中学校PTA会長から構成される天明校区地域懇談会より、4小学校と1中学校を一つにした本市初の施設一体型義務教育学校設置について、要望書の提出を受けた。要望内容を踏まえ、令和4年（2022年）12月に天明校区施設一体型義務教育学校設置における教育の基本的な考え方や施設整備等の在り方をまとめた「天明校区施設一体型義務教育学校基本計画」を策定した。

今後、基本計画に基づき、魅力ある学校づくりに向けて、事業者選定や地域との協議等を行う。

■ 藤園中学校・江南中学校等の学校施設整備事業に係る基本計画の策定

子どもたちにとって良好な教育環境を確保するとともに、地域の拠点としての魅力的な学校を目指すため、藤園中学校及び城東小学校並びに江南中学校、向山小学校及び向山幼稚園の整備に係る基本構想及び基本計画を策定する。

■ 小規模特認校制度（ハーモニースクール）導入

複式学級があるもしくは複式学級となる見込みのある本荘小学校、中緑小学校、川口小学校、山本小学校の4校について従来の通学区域は残したまま、市内のどこからでも転入学を認める小規模特認校制度（ハーモニースクール）を導入し、各校の特色や少人数のよさをいかしながら、複式学級の解消と教育活動の活性化等を目指す。

②学校・地域連携の推進

(ア)地域人材の活用

学校・地域が連携協力して、地域ぐるみでこどもを育てるため、地域の人材を積極的に取り入れ、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の実情に応じた特色ある教育活動を展開する。

■学校支援ボランティアの活用

地域と協働した学校づくりを進めるため、地域の人々が様々な分野で学校と関わり、学校を支援する学校支援ボランティア制度を、平成12年度（2000年度）から小中学校で開始し活動を展開している。

平成16年度（2004年度）からは、各学校が必要とするボランティアを校区の方々から募集・登録する新たな制度を構築し、地域人材を学校支援ボランティアとして活用することで、特色ある教育活動及び地域に開かれた学校づくりを推進している。また総合的な学習の時間に学校支援ボランティアをゲストティーチャーとして招き、こどもたちに生きた知識、技能及び文化を伝えている。

平成18年度（2006年度）からは制度の対象を市立幼稚園にも広げ、令和3年度（2021年度）からは市立高等学校、市立特別支援学校、市立専修学校を含めた全市立学校を対象とした。

学校支援ボランティア活動延べ人数

平成30年度 41,496人（10,760人）

令和 元年度 37,920人（8,714人）

令和 2年度 20,333人（1,464人）

令和 3年度 21,030人（985人）

令和 4年度 20,332人（2,879人）

※（ ）内は総合的な学習の時間における活動延べ人数



(イ)学校評議員制度の推進

学校（幼稚園）が地域の信頼に応えながら、地域に開かれた特色ある学校（幼稚園）づくりを推進するため、校（幼稚園）長が学校（園）運営に関し、学校評議員の方々を通じて、学校外から広く意見を聴き、保護者や地域住民等の意見を把握、反映し、連携協力して、学校（幼稚園）運営や教育活動等を行っている。

■学校評議員の設置状況 ※令和5年(2023年)7月現在

令和5年度委嘱者数 645人（1校（園）平均4.4人）

校種別 小学校420人 中学校175人 幼稚園25人 あおば支援学校5人

高等学校20人（うち特別支援学校高等部6人）

性別 男性359人（55.7%）、女性286人（44.3%）

年齢

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合 計
人 数	0 人	2 人	11 人	133 人	159 人	210 人	120 人	10 人	645 人
比 率	0.0%	0.3%	1.7%	20.6%	24.7%	32.5%	18.6%	1.6%	100%

職種等

	保護者	自治会等 関係者	企 業 関係者	社会福祉施設 ・団体関係者	社会教育 団体関係者	学識 経験者	その他	合 計
人 数	37 人	115 人	16 人	145 人	35 人	32 人	265 人	645 人
比 率	5.7%	17.8%	2.5%	22.5%	5.4%	5.0%	41.1%	100%

(ウ)学校教育活動の公開

地域に開かれた、地域とともに歩む学校づくりを推進するために、学校の教育方針や教育活動を積極的に公開する。

■学校評価

○学校評価の趣旨

- ・学校評価は、学校の実態や課題を明らかにし、学校運営の改善を図るためのものである。教育目標をもとに具体的な手だてや指標を示した学校経営・運営ビジョンを掲げ、学校が自らの取組を評価し改善につなげるための、評価項目を設定する。各学校の学校評価の効果的な活用を促すことによって、学校・園の自主・自立的経営の推進を図り、更なる熊本市立の学校・園の資質向上を図る。
- ・熊本市教育振興基本計画[教育大綱]を効果的に進めるためには、施策の達成状況を客観的に検証し、そこで明らかになった結果をもとに、計画の改善を図ることが必要である。学校評価（共通項目）の結果の整理・分析を教育委員会が効率的に行い、結果を効果的に活用する。

○具体的な取組

- ・平成18年度（2006年度）から全小中学校で、平成20年度（2008年度）からは全幼稚園において、共通及び各学校独自の評価項目のもと、学校評価を実施した。
- ・各学校（園）の評価活動については、次の①～③の流れで行う。
 - ①保護者、児童生徒、教職員によるアンケートをもとに学校が自己評価を行う。
 - ②自己評価の結果をもとに学校評議員が学校関係者評価を行う。
 - ③自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえて、各学校が学校経営や諸教育活動の改善を行う。また、評価結果の効果的な公表を行い、開かれた学校づくりを進める。

○共通評価項目

小中学校	○一人一人の児童生徒の尊重	○道徳・心の教育の充実
	○授業力向上	○タブレット端末活用
	○学校の支援体制	○共生社会を担う人材の育成
	○安全と事故防止	○家庭や地域との連携協力
幼稚園	○一人一人の園児の尊重	○授業力向上
	○幼稚園の支援体制	○家庭や地域との連携協力

■幼・保、小、中、高(特別支援学校を含む)の連携の推進

協調性や思いやりの心を育むとともに、教育内容や児童生徒の相互理解を深めるために、学校・園間の連携や交流を行うことを通じて、各学校（園）の円滑な接続を目指す様々な教育を推進する。

「幼小中連携の日」における交流

同一中学校区内の幼稚園・保育所・小学校・中学校がそれぞれの教育活動や地域内の子ども

たちの実情について理解を深める場として、平成11年度（1999年度）から各学期に1回「幼小中連携の日」を設定し、学校（園）間の連携を推進している。

各学校（園）において、教員の相互授業参観や交換授業、情報交換会、研修会、子ども同士の交流活動、就学前幼児の小学校体験入学など、様々な取組を実施している。

また、小中連携カリキュラムの作成に活用できるよう、先進的な取組を整理し、平成30年度（2018年度）に「小中連携カリキュラム【熊本市スタンダード】」を作成し、熊本市ホームページに掲載している。

令和元年度（2019年度）に、「小中連携カリキュラム」を各中学校区（1つの中学校に関係小学校からすべて進学する校区）で作成した。

令和4年度の実施状況

1学期 6月10日（各校区の実態に応じて実施日の変更可）

2学期 各校区の実態に応じて実施

3学期 新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しオンライン開催等各中学校区で判断

1月18日（各校区の実態に応じて実施日の変更可）

■教育広報誌等の発行

教育広報誌「with you ウイズ・ユー」

平成15年度（2003年度）から、教育委員会の取組や子どもたちの体験活動に関する情報を広く周知するため、教育広報誌として年1～2回発行し、市立幼稚園の園児及び小中学校の児童生徒をもつ全家庭、公民館等に配布している。令和元年度（2019年度）からは冊子の発行を止め、年3回程度電子データを市ホームページに掲載している。

③まちづくりとの連携と郷土学習の推進

熊本の歴史や人々について学ぶ郷土学習を推進するとともに、地域の行事への参加を通して地域との交流や連携を深め、子どもたちのふるさとへの理解や誇りを育みます。

■郷土学習の推進

総合的な学習の時間や社会科の学習等を通して、「熊本城学習」の推進や外部講師を活用した授業の推進など、地域に学ぶ体験的な学習の充実を図っている。また、『郷土読本「夢の実現を～ふるさとくまもとの人々～」』は、旧富合町・城南町・植木町の人材・史跡・資料館等を含めた改訂版を平成24年（2012年）7月に配布（小学校のみ）し、道徳教育熊本市郷土読み物資料「未来を拓く～輝く熊本市の心～」と併せて、活用の充実を図っている。

■総合的な学習の時間の推進

各学校が実態に応じて目標や学習内容を定め、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する時間である。

総合的な学習の時間の内容充実を図るため、授業づくりや教材開発に関する研修会等を開催している。

また、授業研究会による先進的な取組の周知や、研究モデル校、研究員活動における授業実践公開等によって、市全体の総合的な学習の時間の質的向上を図っている。



令和4年度小学校における総合的な学習の時間のテーマ

学習内容 学年	国際 理解	情報	環境	福祉・健 康	伝統・文 化	児童の興 味・関心	職業 生き方	平和	地域	その他
小3年	5	29	19	7	32	30	10	1	86	7
小4年	3	24	34	65	20	17	28	0	47	5
小5年	5	35	88	14	14	15	20	5	42	6
小6年	26	31	15	10	20	20	58	88	46	8

学校総数 9 2 校

令和4年度中学校における総合的な学習の時間のテーマ

学習内容 学年	国際 理解	情報	環境	福祉・健 康	伝統・文 化	生徒の興 味・関心	職業 生き方	平和	地域	その他
中1年	5	15	21	12	15	17	32	3	30	2
中2年	5	11	11	5	32	11	38	16	21	3
中3年	9	17	15	14	5	19	38	8	16	4

学校総数 4 3 校

令和4年度「外部講師の活用」(報償費活用のみ)

小学校	中学校	合計
1,333 人 (実施学校 84 校)	249 人 (実施学校 37 校)	1,582 人 (実施学校 121 校)

(2)働き方改革の推進

教職員が心身の健康を保ちながら、ゆとりを持って本来の業務に携わる時間や自己研鑽の時間を持てるよう学校の働き方改革を推進する。

■学校改革！教職員の時間創造プログラム

○「(第1期)学校改革！教員の時間創造プログラム」での取組

教職員が心身ともに健康で、ゆとりを持って子どもたちと向き合える環境をつくっていくために、平成30年(2018年)3月に「学校改革！教員の時間創造プログラム」を策定し、教職員の長時間勤務の実態改善に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきた。令和元年(2019年)12月の「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法(給特法)」の改正を受け、新たな目標として「正規の勤務時間外の有給等時間(有給等)の上限を月45時間、年360時間」を追加し、プログラムの改訂を行った。

<「(第1期)学校改革！教員の時間創造プログラム」の取組方針と具体的取組>

取組方針1 仕事の総量を減らします
校務支援システムの導入、ICTを活用した教材の共有化、給食費の公会計化と学校徴収金のシステム管理、事務機能の強化、諸調査の精査及び削減、各種事務の精査及び削減
取組方針2 マンパワーを充実します
再任用短時間教員の活用、外国語専科教員等の配置(小学校)、部活動指導員の配置(運動部活動・文化部活動)、SSWの拡充、学校支援ボランティアの活用
取組方針3 時間を意識した働き方を徹底します
学校閉庁日の設定、留守番応答電話の設置、タイムカードによる全教職員の勤務時間の把握、管理職マネジメント研修の充実と意識改革、教職員全体の意識改革(定時退勤日の設定・最終退校時刻の設定・登校時刻の設定)、多様な場所で働ける環境の研究

<実施した主な取組>

・留守番応答電話の導入

外部からの問い合わせに備えた対応等を理由に時間外勤務をすることがないように、業務終了後は留守番応答電話での対応とすることで、時間を意識した働き方を徹底し定時退勤を推進していく。

・給食費公会計化

学校現場の負担軽減を図るため、令和2年(2020年)4月1日から行政による徴収及び支出管理を行う、給食費公会計制度に移行した。

・学校徴収金システム導入

これまで教員が担うことが多かった学校徴収金の徴収・管理業務について、口座振替で徴収し、各学校の口座で管理できるよう学校徴収金システムを導入し、教員の負担軽減を図る。令和元年度(2019年度)からシステム開発や保護者への通知、口座登録などの準備を進め、令和2年度(2020年度)から学校徴収金システムを導入した。

○「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」での取組

第1期プログラム《平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度)》に取り組む中で見えてきた成果と課題も踏まえ、令和3(2021年)年3月に「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」を策定し、継続して教職員の長時間勤務の実態改善に向けた取組を推進していく。

<プログラム期間>

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)まで

<プログラムの達成目標>

目標1	正規の勤務時間外の在校等時間が1か月45時間を超える教職員数 0人
目標2	正規の勤務時間外の在校等時間が1年間360時間を超える教職員数 0人
当面の目標	正規の勤務時間外の在校等時間が1か月80時間を超える教職員数 0人
目標3	教職員1人あたりの年休の年間平均取得日数 16日以上

<実施した主な取組>

・一人一台のタブレット端末導入に伴うTeamsの活用

授業を行うすべての教員に配当されたタブレット端末を、働き方改革の視点から校務にも活用している。Teamsを利用して校内での情報や会議資料を共有することで、会議の回数や時間が削減されている。また、児童生徒・保護者への配付物もデジタル配信するなど、一人一台のタブレット端末を活用することで、作業時間の削減とペーパーレス化が推進された。

・教科書給与事務の外部委託

教科書給与事務については、特に年度初めの業務量が多く、学校現場及び教育委員会の負担となっていた。学校現場の担当職員のほか、教育委員会職員の負担軽減を図るため、業務の外部委託を検討していた。令和4年度（2022年度）のモデル校実施を経て、令和5年度（2023年度）からは、関係学校で一斉に外部委託方式による教科書給与事務を実施している。

・部活動改革

令和4年（2022年）12月に「熊本市部活動改革検討委員会」を設置し、今後の市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るために必要な事項について協議を行った。令和5年度（2023年度）中に答申を受けるとなっており、この審議結果に基づき、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実と教職員の働き方改革の両立を図る。

<プログラムの取組項目>

取組項目 1		R2 (基準年)	R3	R4	R5
持続可能な学校運営に向けた教育活動への転換					
(1) 部活動の見直し					
ア 小学校	新規		部活動のあり方検討	新たな部活動へ移行	
イ 中学校	新規		部活動のあり方検討	新たな部活動へ移行	
(2) 教育課程の見直し					
ア 年間授業時数や授業時間の見直し	拡充		年間授業時数・授業時間の見直し		
イ 日課の見直し	継続		日課表の見直し・有効事例の紹介		
ウ 学校行事等の見直し	拡充	運用基準の検討	有効事例の提示		
(3) 休暇取得の推進	新規		年休取得期間の見直し検討		
取組項目 2		R2 (基準年)	R3	R4	R5
新しい時代の働き方を創造するICTの活用					
(1) 一人一台のタブレットの活用					
ア 教材の共有化	拡充		教材共有場所の設置と運用		
イ 家庭学習における活用	新規		ロイノートなどを活用した提出物の管理		
ウ 家庭訪問や教育相談での活用	新規		Zoomなどの活用		
エ 保護者への通知・通信等の配付	新規		タブレット等の活用例紹介		
(2) 会議や研修の見直し					
ア 学校外での会議や研修	拡充		オンライン会議の推進		
イ 校内での会議や研修	拡充		工夫例の紹介		
(3) 多様な場所で働ける環境の整備	継続	次期ネットワーク 実施設計	学校のICTインフラの再整理		
取組項目 3		R2 (基準年)	R3	R4	R5
外部人材や民間活力等の活用による学校支援					
(1) 再任用短時間教員の活用	拡充	6人配置	若干名の増員		
(2) SSWの拡充	拡充	10人配置	SSWの拡充		
(3) 地域人材の活用に向けた取組	拡充		学校支援ボランティアの活用・養成講座の開催		
(4) 外国語専科教員の配置（小学校）	拡充	14人配置	国の加配の状況等を勘案し最大限確保		
(5) 事務機能の強化	継続		アウトソーシング・共同学校事務室の検討		
(6) 教科書給与事務の外部委託	継続		外部委託の検討		
(7) 高校入試手続	拡充	市立高校のWeb出願 の開始	県教委や私立学校への働きかけ		
取組項目 4		R2 (基準年)	R3	R4	R5
働きやすい職場環境づくりに向けた各学校での意識改革や創意工夫					
(1) 教頭業務の整理と改善の工夫	新規		教頭・教諭等の業務の整理		
(2) 通知表の簡略化	拡充		内容や回数の見直し・検討		
(3) 小学校高学年における一部教科担任制の推進	拡充		一部教科担任制の推進		
(4) 管理職マネジメント研修の充実と意識改革	拡充		管理職への研修		
(5) 教職員のタイムカード出退勤打刻の徹底	拡充		打刻処理徹底の支援		
(6) 最終退校時刻及び定時退勤日の遵守	拡充		遵守に向けた支援		
(7) 勤務時間の繰り上げ繰り下げ制度の積極的活用	拡充	効果検証			

■学校教育コンシェルジュ

平成28年（2016年度）7月から学校教育コンシェルジュを設置し、4名の専門スタッフが学校教育に関するあらゆる相談に応じている。必要に応じて、学校や家庭など現場に出向く。

対 象	保護者等
相談方法	電話、メール、面談
設置箇所	こどもセンター「あいぱる くまもと」2階：教育相談室内
相談時間	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後6時
連絡先	【電話】096-362-7171 【電子メール】7171con@city.kumamoto.kumamoto.jp
対応状況	

相談対応件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談対応件数	245	211	208	225	316
継続相談対応件数(延べ件数)	848	1,026	731	432	627
計(対応全件数)	1,093	1,237	939	657	943

新規相談項目別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校不信・不満/教職員との関係	123	103	78	79	109
不登校、登校しぶり	35	41	44	53	46
発達障がい等に関する事	16	9	14	21	11
いじめに関する事	10	5	7	7	18
その他 ※1	61	53	565	65	132
計(相談項目別件数)	245	211	208	225	316

※1 暴力、虐待、友人関係、非行、子育て、心身健康、学業進路、その他

■学級支援員

教育活動に支援を要する園・学校に、幼児児童生徒の安全確保、学習環境の改善を図るため、担任の補助となる学級支援員を配置している。

学級支援員数の推移(各年度1学期) ※看護師資格をもつ学級支援員を含む

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配置学校数(園・校)	136	138	112	112	115
学級支援員(人)	137	134	134	135	131

■中学校教頭教科非常勤講師派遣

中学校において、教頭の授業の持ち時間をなくし、教頭本来の職務に従事させるため、平成19年度（2007年度）から全ての中学校に1名の非常勤講師を配置している。

(3)安全・安心な学校づくりの推進

老朽化した校舎、体育館を計画的に維持改修するなど、安全で良好な学習環境の整備を進めます。

また、防災教育の充実や防犯対策等の強化など校内の安全対策はもとより、地域や関係機関と連携し、通学路等の安全確保に取り組むとともに、自然災害や感染症の発生時には、子どもの安全を最優先に対応します。

①安全で快適な学校施設の整備

児童生徒が安全で快適な学校生活を送り、健やかに成長するための多様な学習活動を支えるため

に、教育環境の整備に努める。

■義務教育施設の整備

○校舎増改築

老朽化し構造的に耐久性が不足している校舎を計画的に増改築するとともに、児童・生徒数の増加等により生じたプレハブ教室を解消するため、校舎の増築を行う。

年 度	学 校 名		面積(㎡)	新增改築理由
平成 30～令和元年度	託麻東小学校	増 築	約 1,300	教室不足解消
令和元～2年度	田迎南小学校	増 築	約 1,400	教室不足解消
令和 2～3年度	隈庄小学校	増 築	約 1,600	教室不足解消
令和 3～4年度	出水南中学校	増 築	約 1,200	教室不足解消
令和 4～5年度	日吉東小学校	増 築	約 800	教室不足解消
令和 4～5年度	富合中学校	増 築	約 4,800	教室不足解消
令和 4～6年度	富合小学校	増 築	約 6,600	教室不足解消



託麻東小学校校舎



田迎南小学校校舎

○長寿命化改良

校舎及び体育館について、構造体の劣化対策やライフラインの更新など、建物の耐久性を高めるとともに社会的な要求水準に対応するための改修を実施し、施設の長寿命化を図る。

また、将来的に長寿命化を図る校舎及び体育館について、健全な状態に保つための予防的な改修を実施し、効率的・効果的に施設の長寿命化を図る。

令和3年度	東野中学校体育館	予防保全改修
令和4年度	芳野小学校校舎	予防保全改修
	桜井小学校校舎	長寿命化改良
	西原小学校体育館	長寿命化改良
	田底小学校体育館	長寿命化改良
令和4・5年度	桜井小学校校舎	長寿命化改良

○体育館天井落下防止対策

構造の耐震化を進めることはもとより、非構造部材（天井材等）についても安全・安心を保つために十分な耐震性の確保や機能維持を図る必要があり、国もその対策の重要性については指摘している。

そのため、非構造部材の耐震化が必要な小中学校体育館及び中・高等学校の武道場について、天井落下防止対策工事（天井材の撤去またはネット張りなど）を行い、平成29年度（2017年度）末までに終了した。

○体育館増改築

老朽化し構造的に耐久性が不足している体育館を計画的に増改築することで、児童・生徒の安全を確保し、ゆとりある良質な教育環境の整備を図っている。

平成29～30年度 西山中学校

令和 元～ 2年度 二岡中学校

令和 2～ 3年度 城西中学校

令和 4～ 5年度 池田小学校

○水泳プール改築

老朽化した水泳プールを計画的に改築する。また、更衣室、便所、倉庫等を設置し、小学校においては、低学年向けの水深が浅い小プールも整備している。

令和5年度（2023年度）は、池田小学校のプール（体育館と合築）が竣工予定である。

令和元年度 京陵中学校

令和3年度 富合小学校

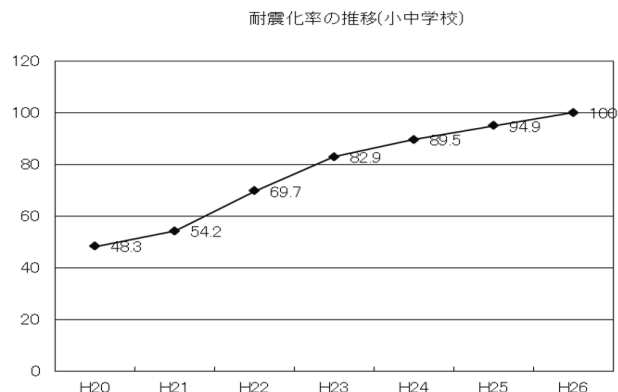
令和4～5年度 池田小学校

■校舎外壁改修

昭和60年（1985年）以前に建設した校舎において、経年劣化による外壁のひび割れ、落下及び防水性の低下が目立ってきた。以前から劣化部分の補修は行っていたが、抜本的な解決には至らなかった。そこで、平成11年度（1999年度）からは予算を増額して、部分補修から外壁全面を補強する工法へと変更し、年次計画により校舎の安全性の確保に努めている。

■学校施設の耐震化に向けた取組

新耐震設計基準（昭和56年施行）以前に建設された校舎及び体育館については、耐震診断の結果、耐震化が必要な建物について補強等の工事を順次行い、平成25年度（2013年度）末までに全ての学校施設構造体の耐震化を終了した。



■空調設備整備

児童・生徒の教育環境改善のため、小中学校の普通教室及び特別教室（音楽室、図書室、パソコン室、理科室）と中学校の特別教室（技術室〈金工室、木工室〉、家庭科室〈調理室、被服室〉、美術室）への冷暖房設備の設置を完了した。

■学校施設長寿命化計画の策定

本市では、1980年代を中心に整備された多くの学校施設について老朽化が進行しており、近い将来、一斉に更新の時期を迎え、多額の費用が必要となることが想定されている。

そのような状況の中、施設を健全に保ち、良好な環境を形成するためには、計画的に施設整備を行うことが必要なため、平成31年（2019年）1月に「熊本市学校施設長寿命化計画」を策定した。

今後は、この計画に基づき、財政負担を軽減・平準化するとともに、長期的な視点をもって、施

設の更新・計画的な改修・予防保全を行っていく。

②こどもたちの安全・安心の確保

学校内外におけるこどもたちの安全確保を図るため、家庭や地域及び関係機関等と連携して、こどもが安全に安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、安全教育の充実を図る。

■安全教育

児童生徒が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う。

- ・生活安全、交通安全、災害安全の指導
- ・不審者に対する指導の徹底
- ・危険予測学習や実効性のある避難訓練を通して「自分の命は自分で守る」ことのできる児童生徒の育成

■こどもひなんの家

児童生徒が不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合に、助けを求めて避難できるよう、通学路を中心に、民家や商店等の協力を得て「こどもひなんの家」を設置している。児童生徒への設置箇所の周知、緊急時の利用方法の指導を図る。

設置数 5, 5 5 8 箇所（令和4年度末現在）

■学校(園)へのAED設置

児童生徒等の突発的な事故による突然の心停止に備えるため、AED（自動体外式除細動器）を幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校に設置している。

設置台数 3 1 2 台（令和4年度末現在）

■学校安全対策協議会

地域ぐるみでこどもの安全を守る取組の一つとして、各学校・園に学校、PTA、警察、防犯協会、交通安全協会等で構成された「学校安全対策協議会」等が設置されている。各協議会等においては、地域や学校の実情に応じて、下校時間帯における地域防犯パトロールの実施や危険箇所の確認などの活動が行われている。

■通学路の安全点検

通学路の交通安全確保策を講じるため、平成26年度に関係機関の警察署や道路管理者等と連携して策定した『熊本市通学路交通安全プログラム』に基づき、毎年、合同点検を実施している。

合同点検は、平成26～28年の3年間で熊本市立小学校全校の合同安全点検を行い、平成29年度からは2巡目の点検を5年間に分けて実施した。

令和3年度には、千葉県八街市で下校中の児童が巻き込まれた事故を受け、国が示す要領等に沿って、全92校を対象に合同点検を実施した。

また、国が策定した「登下校防犯プラン」等をもとに、警察などの関係機関と連携し、平成30年度（2018年度）以降、通学路の合同点検と併せて防犯点検も実施している。

■緊急用携帯電話の配備

各学校（園）に、水泳の授業時における緊急連絡用として緊急連絡用携帯電話を配備している。その他、学校行事や校外活動などにおける事故発生時などの緊急連絡用としても活用している。

■災害安全

平成26年（2014年）3月に「危機管理マニュアル作成の手引き（改訂版）」を作成。熊本地震後の対応として、「地震」に関する手引きを見直し、これをもとに各学校の「危機管理マニュアル」を見直すよう周知した。

また、平成27年度（2015年度）から、各学校（園）の学校安全担当者等を対象とした、学校安全教育研修会を実施し、安全計画の作成と学習内容の明確化、系統性を図った防災教育の推進を図るよう指導している。

■熊本市地区学校等警察連絡協議会

学校などの教育機関と警察とが連携して児童生徒の問題行動等に対応することを目的に、平成15年（2003年）2月に発足した。熊本市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、熊本市教育委員会及び熊本中央警察署、熊本南警察署、熊本東警察署、熊本北合志警察署をもって組織されている。

情報の共有化を図るとともに、非行防止、安全確保、健全育成に向けて継続的な活動を行っている。

■青少年センター活動

○街頭指導活動

青少年センターでは、青少年の非行・被害を未然に防止するため、教職OB、警察OB等を配置して、中心市街地をはじめ郊外の大型商業施設や娯楽施設など少年のたまり場となりやすい場所での街頭指導活動を行っている。また、各地域において教育委員会委嘱の熊本市青少年指導員（250人 R5.5.1現在）を配置し、地域でのきめ細やかな声かけを行っている。

令和4年度 街頭指導実施回数905回、声かけ総数3,223件

○広報・啓発活動

P.T.Aをはじめ、青少年の非行・被害防止に関心のある地域団体及び自治会等を対象として、青少年の非行・被害を未然に防止するため、具体的な事例を挙げながら、それぞれの対応の仕方等に関するレクチャーを無料で行っている。また、毎年12月に行われる『熊本市一斉街頭指導』において、未成年の喫煙や飲酒防止及びSNSに起因する犯罪被害防止等を呼び掛けた街頭キャンペーンを実施している。

○有害環境の浄化活動

街頭指導を中心として公園などの落書き及び図書販売店での有害図書の区分陳列等について把握し、関係機関・団体と連携して対応している。また、「自画撮り被害」等に係る被害を受けることがないように、学校や関係機関を通じて、フィルタリングの更なる利用促進やペアレンタルコントロール機能の積極的な活用等について啓発を行っている。

○関係機関・団体との連携

熊本市青少年指導員協議会をはじめ、警察・少年警察ボランティア、熊本市小中学校生徒指導協議会、熊本市中学校生徒指導委員会、熊本市高等学校生活指導連盟、教育委員会等の関係機関・団体との連携を強化し、卒業式にあわせた一斉街頭指導を実施している。また、少年のたまり場になりやすい場所における非行・被害防止のために、関係機関・団体と連携をとり、特別街頭指導を実施している。

■市立全小学校への緊急連絡アプリの導入

不審者の侵入や事故など有事の際、児童の安全を確保するため、教職員が持つ iPad 端末を活用した緊急連絡アプリを開発し、学校における安全対策の強化を図っている。

システム概要

校内への不審者侵入時などによる緊急情報を、iPad 端末を使用して校内の全教職員に同時に知らせるとともに、管理職等からの指示を確実に伝達し、危機管理マニュアルに基づき児童の安全確保と避難誘導に繋げることができるアプリを開発し、導入した。

■市立全幼稚園への非常通報装置設置

不審者の侵入や事故など有事の際に、最も優先させるべき「園児の安全確保及びその生命維持」のため、熊本市立幼稚園 6 園に非常通報装置を設置し、幼稚園における安全対策を強化することを目的として導入している。

装置概要

事件発生の際、電話での 110 番通報が不可能な場合に、ボタンを押すだけであらかじめ録音してあるメッセージを熊本県警察本部通信指令課へ流し、迅速かつ正確に事件発生箇所等を知らせることができる。

■学校防犯カメラの設置

学校内における児童生徒の安全確保を図ると共に、不審者侵入への抑止効果及び防犯対策として小・中学校へ防犯カメラを設置する。

令和 3 年度から、PTA の協力や寄贈などにより防犯カメラが既に設置してある小・中学校を除き、5 年計画で防犯カメラを設置する（令和 4 年度は小学校 8 校、中学校 6 校、幼稚園 2 園に設置）。

※ 各学校の立地状況等により校門、通用門、昇降口等に設置する。

③防災教育の推進

子どもたちの発達の段階に応じて熊本地震での体験や教訓等を活かした防災教育を推進する。

■防災教育(副読本の作成、体験型防災学習)

平成 28 年度（2016 年度）に、各小中学校に防災教育年間指導計画（案）を配布し、それをもとに平成 29 年度（2017 年度）から、各学校独自の年間指導計画を作成している。

平成 29 年度（2017 年度）、この年間指導計画を実施する上で必要な資料を掲載した「熊本市防災教育副読本 つなぐ」（小学校低・中・高、中学校の計 4 分冊）を作成し、平成 30 年度（2018 年度）から各小中学校で活用している。

併せて、道徳教育においても、平成 30 年度（2018 年度）より、熊本県教育委員会発行の「平成 28 年熊本地震関連教材」を活用している。

令和元年度（2019 年度）から熊本市消防局と連携し、「地域の防災リーダーの育成」というねらいのもと、熊本市内の小学校を対象とした体験型の防災学習を実施している。主な活動内容は、①VR 消火体験などをはじめとした火災学習②地震学習③救急学習④救助学習である。